

「京都市いきいき働く医療機関認定制度」

～より働きやすい働きがいのある職場を目指して～

当協会が京都府より受託運営しています「京都府医療勤務環境改善支援センター」では、平成29年1月から「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。

職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院を当センターが認定します。

本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。

現在、下記の18病院が「いきいき働く基本認定医療機関」に認定されております。基本認定に必要な50項目が達成できましたら、センターに申請を頂き、センターによる実施確認、認定審査会での審議を経て認定を行います。まず最初に宣言書をセンターにご提出後、基本50項目が達成できましたら、センターまで申請をお願いいたします。



いきいき働く基本認定医療機関（基本認定：平成30年8月末現在）

「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ。改善に向けてまずは宣言を!～

平成30年8月末現在、74病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

いきいき働く宣言医療機関（平成30年8月末現在）

※表示はセンターへの宣言書到着順

- | | | | |
|-----------------|----------------------|---------------------|-----------------|
| 1 京都リハビリテーション病院 | 20 京都久野病院 | 39 宇多野病院 | 58 蘇生会総合病院 |
| 2 京都ルネス病院 | 21 第二久野病院(京都久野病院と統合) | 40 洛和会丸太町病院 | 59 京都双岡病院 |
| 3 田辺中央病院 | 22 いわくら病院 | 41 洛和会音羽病院 | 60 なごみの里病院 |
| 4 田辺記念病院 | 23 相馬病院 | 42 洛和会音羽記念病院 | 61 富田病院 |
| 5 精華町国民健康保険病院 | 24 向日回生病院 | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 62 綾部ルネス病院 |
| 6 京都九条病院 | 25 亀岡シミズ病院 | 44 洛和会東寺南病院 | 63 六地藏総合病院 |
| 7 西京病院 | 26 綾部市立病院 | 45 身原病院 | 64 京都東山老年サナトリウム |
| 8 シミズ病院 | 27 稲荷山武田病院 | 46 洛西シミズ病院 | 65 金井病院 |
| 9 ほうゆう病院 | 28 京都博愛会病院 | 47 洛西ニュータウン病院 | 66 京都鞍馬口医療センター |
| 10 宮津武田病院 | 29 学研都市病院 | 48 仁仁会武田総合病院 | 67 五木田病院 |
| 11 松ヶ崎記念病院 | 30 脳神経リハビリ北大路病院 | 49 武田病院 | 68 丹後中央病院 |
| 12 長岡病院 | 31 京都回生病院 | 50 伏見岡本病院 | 69 愛生会山科病院 |
| 13 京都南病院 | 32 木津屋橋武田病院 | 51 京都岡本記念病院 | 70 宇治病院 |
| 14 新京都南病院 | 33 嵯峨野病院 | 52 亀岡病院 | 71 京都桂病院 |
| 15 京都民医連中央病院 | 34 京都南西病院 | 53 高雄病院 | 72 西陣病院 |
| 16 もみじヶ丘病院 | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 54 なぎ辻病院 | 73 大島病院 |
| 17 三菱京都病院 | 36 北山武田病院 | 55 八幡中央病院 | 74 むかいじま病院 |
| 18 吉川病院 | 37 賀茂病院 | 56 市立福知山市民病院 | |
| 19 宇治武田病院 | 38 京都きづ川病院 | 57 田辺病院 | |

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。病院訪問のご希望があれば、ご連絡ください。

お気軽にお電話またはご来訪ください。

京都府医療勤務環境改善支援センター
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間 月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）9時30分～17時30分
場所 COCON 烏丸8階（京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地）

相談内容など
秘密は厳守します。

京都府医療勤務環境改善支援センター

Support Center News



September 2018. | Vol. 33

働き方が変わります

～「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」について～

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられます。



働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な『ワーク・ライフ・バランス』を実現できるようにします。

同一企業内における正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにします。

今回は「ポイント2 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」の概要についてご紹介いたします。

施行期日（労働時間法制的見直し）

2020年4月1日

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法(注)の適用は
2021年4月1日

■改正の目的

正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との不合理な待遇の差をなくす。

どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

■改正の概要

①不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドラインを策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。

均衡待遇規定
(不合理な待遇差の禁止)

→ 下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します
①職務内容、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

均等待遇規定
(差別的取扱いの禁止)

→ 下記2点と同じ場合、差別的取扱いを禁止します
①職務内容、②職務内容・配置の変更の範囲

派遣労働者については、下記のいずれかを確保することを義務化します。

① 派遣先の労働者との均等・均衡待遇

② 一定の要件を満たす労使協定による待遇

★併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務を新設します。

【改正前→改正後】 ○:規定あり △:配慮規定 ×:規定なし ◎:規定の解釈の明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○→◎	○→◎	△→○+労使協定
均等待遇規定	○→○	×→○	×→○+労使協定
ガイドライン	×→○	×→○	×→○

②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができますようになります。

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

【改正前→改正後】 ○:説明義務の規定あり ×:説明義務の規定なし

	パート	有期	派遣
待遇内容(雇入れ時)	○→○	×→○	○→○
待遇決定に際しての考慮事項(求めがあった場合)	○→○	×→○	○→○
待遇差の内容・理由(求めがあった場合)	×→○	×→○	×→○

③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)※の規定の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

※事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

【改正前→改正後】 ○:規定あり △:部分的に規定あり(均衡待遇は対象外) ×:規定なし

	パート	有期	派遣
行政による助言・指導等	○→○	×→○	○→○
行政ADR	△→○	×→○	×→○

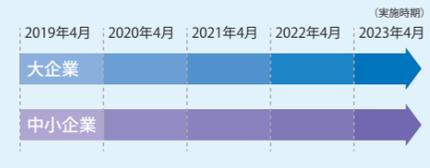
■働き方改革関連法の施行時期

●労働時間法制の見直しについて

① 残業時間の上限の規制
(原則:月45時間、年360時間)



② 年5日間の年次有給休暇付与の義務づけ
③ 高度プロフェッショナル制度の創設
④ フレックスタイム制の拡充
⑤ 勤務間インターバル制度の導入(努力義務)
⑥ 労働時間の客観的な把握の義務づけ
⑦ 産業医・産業保健機能の強化



⑧ 月60時間超の残業の割増賃金率の引上げ



●雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
③ 行政による助言・指導等や行政ADRの規定の整備



[短時間労働者・有期雇用労働者の規定について、中小企業は2021年4月から適用]

〈中小企業の定義〉

① 資本金の額または出資金の総額

小売業	5,000万円以下
サービス業	1億円以下
卸売業	3億円以下
それ以外	3億円以下

② 常時使用する労働者数

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	300人以下
それ以外	300人以下

※個人事業主や医療法人など資本金や出資金の概念がない場合は、労働者数のみで判断することになります。

8月の活動内容

1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

◆「京都市いきいき働く医療機関認定制度」認定実施確認
平成30年8月:1病院<平成30年度合計:4病院>

2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

平成30年8月:3病院<平成30年度合計:7病院>

3 勤務環境改善に取組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医療経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

今後のスケジュール

医療勤務環境改善研修会 「働き方改革について」

対象 病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ各部門の管理者等

京都市内・南部地域開催

日時: 12月13日(木) 午後2時~午後5時

場所: メルパルク京都

テーマ: ①「医師の働き方改革について」
②「働き方改革と経営戦略を両立させる」

講師: ① 福島 通子 氏(塩原公認会計士事務所 特定社会保険労務士)
② 竹中 君夫 氏(社会医療法人明和会医療福祉センター法人本部人事主幹)

参加費: 無料 定員: 120名

医療従事者確保・定着のための 経営・勤務環境改善研修会

対象 病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ各部門の管理者等

日時: 10月16日(火) 午後2時~午後6時

場所: 登録会館

テーマ: 第1部 「医療機関における働き方改革」
第2部 3つの革新的変化「需要構造、供給体制、世代交代観」
…経営者にも働き方改革の波?

講師: 第1部 山中 広嗣 氏(京都労働局 雇用環境・均等室室長補佐)

第2部 石井 孝宜 氏(石井公認会計士事務所 所長・公認会計士)

参加費: 無料 定員: 120名

日時: 11月13日(火) 午後2時~午後6時

場所: 登録会館

テーマ: 第1部 「医師の働き方改革検討会の方向性」
第2部 もう一度考える「消費税、そして認定医療法人」
…医療界が解決できない2つの悩みを考える

講師: 第1部 馬場 武彦 氏(馬場記念病院 理事長)

第2部 石井 孝宜 氏(石井公認会計士事務所 所長・公認会計士)

参加費: 無料 定員: 120名

日時: 平成31年1月22日(火) 午後2時~午後6時

場所: メルパルク京都

テーマ: 第1部 「チーム医療からチーム経営へ~こころよく働く働き方改革~」
第2部 しっかり確認「病院の経営状態、30年改定の影響」
…今年の医療界、何が起きているのか確認する

講師: 第1部 土井 章弘 氏(岡山旭東病院 院長)

第2部 石井 孝宜 氏(石井公認会計士事務所 所長・公認会計士)

参加費: 無料 定員: 120名

※講演内容は変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

各研修の 申込方法

京都私立病院協会ホームページ(<http://khosp.or.jp>)の「研修会・講習会申込」からお申込ください。
※定員に達し次第、締め切りますのでお早目にお申込みください。